

利根町告示第93号

平成23年第4回利根町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年11月18日

利根町長 遠山 務

1. 招集の日 平成23年11月28日

2. 招集の場所 利根町議会議場

3. 付議事件

(1) 議案第72号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

平成23年第4回利根町議会臨時会会期日程

日次	月 日	曜日	会 議	内 容	開議時間
1	11 . 28	月	本 会 議	開会 提出議案説明（採決）	午前10時

平成23年第4回
利根町議会臨時会会議録

平成23年11月28日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	新井邦弘君	8番	井原正光君
2番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
3番	船川京子君	10番	若泉昌寿君
5番	守谷貞明君	11番	白旗修君
6番	坂本啓次君	12番	五十嵐辰雄君
7番	高橋一男君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	飯田修君
企画財政課長	秋山幸男君
税務課長	坂本隆雄君
まちづくり推進課長	高野光司君
住民課長	木村克美君
福祉課長	師岡昌巳君
保健福祉センター所長	石塚稔君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	矢口功君
経済課長	菅田哲夫君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	鈴木弘一君
教育長	伊藤孝生君
学校教育課長	鬼沢俊一君
生涯学習課長	石井博美君
水道課長	福田茂君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	記 雑 賀 正 幸
書	記 飯 田 江 理 子

1. 会議録署名議員

9 番	今 井 利 和 君
10 番	若 泉 昌 寿 君

1. 議事日程

議 事 日 程

平成23年11月28日(月曜日)

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第72号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第4 議員派遣の報告

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第72号
- 日程第4 議員派遣の報告

午前10時00分開会

議長(五十嵐辰雄君) おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより平成23年第4回利根町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議長(五十嵐辰雄君) 日程に入る前に諸般の報告を行います。

閉会中において、会議規則第120条の規定により、お手元に配付してありますとおり議員を派遣したので報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、

9番 今井利和君

10番 若泉昌寿君

を指名します。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第2、会期の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 審議に入るに当たり、本臨時会に提出されました議案の総括説明を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第4回利根町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様方には、何かとご多忙中にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

早速でございますが、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今回の臨時会でございますが、本年9月30日に国会及び内閣に提出された人事院勧告に伴い、職員の12月期の期末手当や勤勉手当の支給基準日である12月1日の前日までに関連条例を改正する必要があることから、本日、臨時会を招集した次第でございます。

提出しました議案は条例改正が1件でありまして、議案第72号は、利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例で、本年の人事院勧告に伴い、職員の給与月額や平成18年4月から実施している給与構造改革における経過措置額等の規定を改める必要があることから提案するものであります。

以上、議案の概要につきまして説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明をさせたいと思っておりますので、お手元の議案書等によりご審議の上、何とぞ適切なるご判断を承りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（五十嵐辰雄君） 総括説明が終わりました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第3、議案第72号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

補足説明を求めます。

総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長（飯田 修君） それでは、議案第72号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

これは今ほど町長が申し上げましたとおり、本年9月に人事院勧告があり、これに伴いまして利根町職員の給与月額の変改、給与構造改革における経過措置等の規定を改めたいため提案をするものでございます。

初めに、今回改正となります主な点を申し上げます。

人事院の実地調査では、民間との月例給の格差が平均899円、率にいたしまして0.23%あるとして減額勧告がなされました。この0.23%の減額は給料表の平均でございまして、内容といたしましては、民間の給与水準を上回っている40歳代から50歳代を中心に減額となります給料表の変改でございまして。

2点目ですが、平成18年度より実施しております給与構造改革の中で、経過措置額保障額制度ですけれども、これを設けているわけですが、これを平成24年度は50%減額とするものでございます。

以上が今回の主な改正点となっているところでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきたいと思っております。

第1条関係ですが、別表第2の行政職給料表の全部が今回改定となっております。

5ページをお願いいたします。

参考資料で抜けていますけれども、別表第3、イ医療職給料表（三）これは保健師と看護師に適用するものですが、これにつきましても給料表の全部が改定となります。

10ページをお願いいたします。

第2条関係ですが、附則の第7項、号給の切替えに伴う経過措置ということで、平成18年に大幅な給与構造改革がありまして、そのときの経過措置といたしまして、第1号ですが、保障額を支給している職員は、現在、平成21年改正条例では保障額「100分の99.59」の支給率となっておりますけれども、これを「100分の99.1」とするものであります。

第2号は前号に掲げる職員以外の職員となっておりますが、これは若年層の職員でございまして、利根町ではこれに該当する職員はおりませんが、「100分の99.83」を「100分の99.34」に改めるものでございます。

12ページをお願いいたします。

第3条関係ですが、今ほど第2条関係で改正いたしました後の第7項の改正となりますが、給与月額のほか、保障額を支給されている職員は、平成24年度は2分の1、100分の50

を減額するとするもので、その額が1万円を超える場合は1万円とするものでございます。

次の14ページ、15ページをお願いいたします。

改正案の附則ですけれども、第1項の施行期日は、平成23年12月1日とするものですが、第3条及び附則の第4項から第8項までの規定は、平成24年4月1日からとするものでございます。

第2項ですが、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置でありまして、今回の給料表の改定は、平成23年12月1日から適用となるものですが、特例措置といたしまして4月からのその差額に相当する金額として、第1号及び第2号に掲げる額を12月支給の期末手当から減額して支給すると規定したものでございます。

第1号では、平成23年4月1日に減額改定職員が受ける給料、地域手当、管理職手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当の月額合計に100分の0.37を乗じて得た額に、4月から11月までの8カ月、8を乗じて得た額と規定したものでございます。

16ページをお願いいたします。

枠内の表ですけれども、これは今回、行政職給料表と医療職給料表(三)が全部改定となるわけですが、こちらに示しました給料表に該当する職員は、金額の変更、減額ですけれども、これはされないとするものでございます。

第2号では、平成23年6月1日に減額改定職員であった者の、6月に支給された期末手当、勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額と規定したものでございます。

第3項ですが、国家公務員、他の地方公共団体、企業職員等から引き続き新たに職員となった場合の附則の第2項の規定の適用に関する読みかえ規定でございます。

第4項は、下のページになりますけれども、平成24年4月1日における号給の調整規定でございまして、平成24年4月1日において42歳に満たない職員のうち、昇給抑制の結果、調整の必要がある職員は1号給上位の号給とするものです。

また、平成24年4月1日において36歳に満たない職員のうち、昇給抑制の結果、調整の必要がある職員は2号給上位とするものでございます。

次に、第5項ですが、平成25年4月1日における号給の調整でございまして、附則第4項による調整者以外で平成25年4月1日において調整の必要がある職員は、1号級上位の号給とすると規定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第6項ですが、育児休業法の規定によります育児短時間勤務職員の附則第4項と第5項の規定の適用に関する読みかえ規定でございます。

第7項は、育児休業法の規定による育児短時間勤務が失効した場合等のあと、やむを得ない事情により引き続き育児短時間勤務をしている職員の附則第6項の準用規定を定めたものでございます。

第8項は、育児休業法の規定による任期つき短時間勤務職員の附則第4項及び第5項の

規定の適用に関する読みかえ規定を定めたものでございます。

第9項ですが、これは附則第2項から第8項までの附則への委任規定を定めたものでございます。

説明は以上でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論です。

続いて、賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。それでは、議案第72号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第4、議員派遣の報告を行います。

去る11月1日に、阿見町総合保健福祉会館において、平成23年度県南町村議会議員大会が開催され、私を含む議員5名が出席しました。

出席議員を代表して新井邦弘君から報告があります。

1番新井邦弘君。

〔1番新井邦弘君登壇〕

1番（新井邦弘君） 皆さんおはようございます。議員派遣報告をさせていただきます。

去る11月1日、阿見町総合保健福祉会館で開催されました第2回県南町村議会議員大会に、利根町より議長を初め4名の議員、それから、事務局3名が参加をいたしました。町長も来賓として参加をされております。

ここで大会宣言の概略を述べさせていただきます。

「長引く景気低迷による雇用情勢の悪化、さらには東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により地域経済は多大な打撃を受け、町村は危機的な状況に立たされている。我々議会議員は、このような状況を打開し、町村の危機的状況を乗り越え、真の分権社会を实

現するため一致結束して果敢に行動していくことをここに誓う。」という大会宣言を採択いたしました。

次に、議会の機能強化を期するということを初めとする14項目の決議を採択いたしまして、第2回県南町村議会議員大会を終了いたしました。

続きまして、早稲田大学マニフェスト研究所客員研究員、中尾 修先生による「全国に広がる地方議会改革 議会基本条例から考える」と題しての講演を聞きました。

この講演の内容の要旨は、一つは議会改革の背景とは、2番目に住民との直接対話の意義、3番目に議会基本条例の持つ役割とは、以上のことから議会基本条例を制定する議会がふえてはきていますが、内容には濃淡がある。ここで欠かせない要素とは、そして理念とは何か、議会が固まりとして不特定多数の住民と公式に話を聞く機会の確保、住民が陳情や請願について議会で見解を述べるができること、そして、委員会で討論すること、この3点は絶対に外せない。

情報公開を徹底して住民が議会活動に参加することが議会改革の大前提、まちの存亡にかかわる課題に間違いのない判断をするためにも、民意を酌むことが大事であるというようなお話でございました。

我々議員にとって議会基本条例をより住民に開かれた議会を目指すことが責務であるということを再認識、大変有意義な講演内容であったことをご報告いたします。そして議員派遣報告を終了します。

議長（五十嵐辰雄君） 報告が終わりました。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で、本臨時会の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして平成23年第4回利根町議会臨時会を閉会します。

なお、次の第4回定例会は平成23年12月6日火曜日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午前10時19分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

利根町議会議長 五十嵐 辰 雄

署 名 議 員 今 井 利 和

署 名 議 員 若 泉 昌 寿